

高周波利用設備許可申請について

2026年4月

株式会社ノイズ研究所

品質保証室

はじめに

高周波を利用する設備のうち、一定の要件を満たしている設備は、高周波利用設備となります。電波法第100条の規定により、設置につきましては、総務大臣の許可を得る必要があります。弊社試験器のうち、その一部が高周波利用設備に該当します。該当する試験器および設置許可申請内容につきまして、次ページ以降を参照願います。

高周波利用設備の届け出制度の詳細は、総務省のホームページをご参照ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/highfre/>

尚、申請書の提出先ですが、各地域の総合通信局となります。

- 北海道総合通信局（管轄区域：北海道）
- 東北総合通信局（管轄区域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- 関東総合通信局（管轄区域：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）
- 信越総合通信局（管轄区域：新潟、長野）
- 北陸総合通信局（管轄区域：富山、石川、福井）
- 東海総合通信局（管轄区域：岐阜、静岡、愛知、三重）
- 近畿総合通信局（管轄区域：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
- 中国総合通信局（管轄区域：鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- 四国総合通信局（管轄区域：徳島、香川、愛媛、高知）
- 九州総合通信局（管轄区域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）
- 沖縄総合通信事務所（管轄区域：沖縄）

申請に必要な書類

- ・高周波利用設備許可申請書
- ・添付書類（装置分）
- ・添付図面（装置の外観図または写真、設置場所付近の図面）

申請書の記載方法につきましては、各地域の総合通信局のホームページにて紹介されておりますので、ご参照願います。

また本書面でも、6 ページ以降に必要な書類の記載例を掲載しています。

1. 高周波利用設備の該非について

弊社製試験器においては、高周波利用設備に該当するのは、下記2点の条件を満たしたものとなります。なお、これらは機器の仕様ではなく、実際に使用する内容に基づき記載する項目となります。

- ・パルスの繰り返し周波数が10kHzを超えて使用する場合。
- ・高周波出力50Wを超えて使用する場合。（高周波出力は無線設備規則五十八条の三に則り算出します）

上記2点の使用内容に基づく値が、高周波利用設備の該非の判断材料になるのと同時に、高周波利用設備の申請書類に記載する値となります。

ファスト・トランジェント/バースト試験器 FNSシリーズ、および車載用過渡サージ試験器 ISSシリーズとTDS-111Aシリーズの一部が使用内容により、前述の条件を満たすため、高周波利用設備に該当します

(1) パルスの繰り返し周波数

申請時に記載する『添付書類(装置分)』の、“(1)使用周波数”と“(3)占有周波数帯域幅又は周波数変動幅”に使用内容に応じて記載します。下記は記載方法の例となります。

パルス繰り返し周波数10kHz未満でのみ試験器を使用される場合は、高周波利用設備には該当しません。

表1 添付書類に記載する周波数の例

試験で使う パルス繰り返し周波数	(1)使用周波数	(3)占有周波数帯域幅又は 周波数変動幅
100kHzのみ使用する場合	100kHz	±0kHz
100kHzと200kHzのみ使用する場合	100kHz , 200kHz	±0Hz
10kHz~2000kHzの間で使用する場合	1005kHz (使用範囲の中央周波数を記載)	±995kHz
10kHz未満	高周波利用設備に該当しません	

(2) 高周波出力

無線設備規則第五十八条の三の規定に則り計算します。当該設備規則では高周波出力を算出する方法は複数種あります。弊社試験器に適用できる算出方法として“①尖頭値電力にもとづいて算出”と“②試験器の定格入力電力にもとづいて算出”の2種類を列記します。

試験器によっては引用する算出方法により、高周波利用設備の該非が分かれていますが、どちらの方法で高周波出力を算出するかは試験器を使用される方にてご判断願います。

① 尖頭値電力にもとづいて算出

無線設備規則第五十八条の三の規定の、“二 通信設備以外の設備”の1項に基づく計算方法です。負荷抵抗 × (負荷電流の二乗) にて計算します。

本資料に記載された高周波利用設備に該当する可能性のある試験器ですが、試験器の内部インピーダンスが50Ωであり、50Ω負荷にて波形測定するもののため、50Ω負荷時の高周波出力を記載しております。

- ・ファスト・トランジェント/バースト試験器FNSシリーズ
4kV設定時、負荷抵抗50Ωであれば、2kVの電圧が観測されます。2000V÷50Ω=40Aが流れると考え、高周波出力は、50Ω×40A×40A = 80kW となります。
- ・車載用過渡サージ試験器ISSシリーズ
パルス3a/3bの試験設定時、使用条件によっては高周波利用設備に該当する可能性があります。350V設定時、負荷抵抗50Ωであれば、175Vの電圧が観測されます。175V÷50Ω=3.5Aが流れると考え、高周波出力は、50Ω×3.5A×3.5A = 612.5Wとなります。
- ・車搭用過渡サージ試験器TDS-111Aシリーズ
火花サージ・バースト波を試験設定時、使用条件によっては高周波利用設備に該当する可能性があります。

600V設定時、負荷抵抗50Ωであれば、300Vの電圧を観測されます。300V÷50Ω=6Aが流れると考え、高周波出力は、50Ω×6A×6A = 1800Wとなります
各シリーズの出力電圧ごとの高周波出力の例を次ページに記載します。

表2 FNSシリーズ/ISSシリーズ/TDS-111Aシリーズの出力電圧による高周波出力の値(負荷抵抗50Ω時)

	設定電圧	出力電圧(50Ω負荷時)	高周波出力
FNSシリーズ	2000V	1000V	20kW
	4000V	2000V	80kW
	5000V	2500V	125kW
ISSシリーズ	100V	50V	50W
	200V	100V	200W
	350V	175V	612.5W
TDS-111Aシリーズ	600V	300V	1800W

② 試験器の定格入力電力にもとづいて算出

無線設備規則第五十八条の三の規定の、“二 通信設備以外の設備”の3項の三に基づく計算方法です。その設備に供給される交流電圧と交流電流との積に30%の能率を乗じたものにより算出します。

一例として、弊社製バースト試験器 FNS-AX4 の場合、定格入力電力(試験器の駆動電源)が120VAですので、高周波出力は、120VA×0.3 = 36W となります。

その他の各機器の定格入力電力(駆動電源)ですが、表3の“(17) 定格入力電力”の欄をご参照下さい。高周波利用設備の申請時に提出する添付書類には、申請対象である機器の定格入力電力の記載箇所があります。各機器の定格入力電力を記載しております。

また各機器の取扱説明書にも、定格入力電力(駆動電源)については、記載されています。

なお前述の機種他に、弊社が販売するRF関連製品のアンプ、車載サージ試験器のバイポーラ電源などで、周波数が10kHz以上、且つ、高周波出力50Wを超える出力で使用される場合は、高周波利用設備の対象となります。その際は、個別にお問合せ願います。

2. 高周波利用設備の申請書類の記述について

(1) 「高周波利用設備許可申請書」の記述方法

記入例は本資料 6 ページの **記入例1** を参照下さい。

申請する代表者名を記述します。支社や、工場など下位組織に設置する場合は、その代表者を代理人の欄に記載します。ノイズ試験器は、高周波利用設備の「各種設備」となります。

(2) 「添付書類(装置分)」の記述方法

記入例は、表3 および本資料 7 ページの **記入例2** を参照下さい。

モデル名のアスタリスク(*)は任意の数字またはアルファベットを示します。

黄色の箇所は、弊社製品では全機種共通の記載内容となります。

水色の箇所は、お客様の使用内容・使用環境等に応じて記載いただく箇所です。

表3 添付書類の記載事項について

項目	記述内容
(装置の別)	装置の納入台数を表す。 初回は、第1と記述。増設の変更は、第2、第3番目を指定。 複数台の場合は、第1-第3のように記述。
(1) 使用周波数	本資料 表1 を参照
(2) 発振方式	自励発振

(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	本資料 表 1 を参照														
(4) 高周波出力	本資料 表 2 を参照														
(5) 負荷と電極の結合方式	容量結合														
(6) 装置内電源ろ波器	有														
(7) しゃへい部分	全部														
(8) 機器の製造者名	ノイズ研究所														
(9) 機器の型式又は名称	モデル名を記述														
(10) 機器の製造番号	製造番号を記述														
(11) 高周波そく流線輪	無														
(12) 電源ろ波器	ノイズ試験器以外の電源フィルタの有無を記載														
(13) しゃへい室等	設置する部屋を記載														
(14) その他の工事設計	特記事項があれば追記														
(15) 添付図面	「装置の外観を示す図又は写真」を添付。記入例 3 を参照。														
(16) 無線設備規則第65条第1項における区別	第五号(本資料 表 4 および図 1 を参照)														
(17) 定格入力電力	<p>定格入力電力（試験器の駆動電源）を記載すること。</p> <p>*下記に対象モデルがない場合はお問合せ願います。</p> <table border="1"> <tr> <td>FNS-AX4-A20/B63</td> <td>120VA</td> </tr> <tr> <td>FNS-AX II /AX3-A16*/B50* / FNS-2002</td> <td>120VA</td> </tr> <tr> <td>FNS-105L/FNS-105AX</td> <td>70VA / 40VA</td> </tr> <tr> <td>ISS-7630</td> <td>110VA</td> </tr> <tr> <td>ISS-7810</td> <td>1300VA</td> </tr> <tr> <td>ISS-7820/7821</td> <td>5200VA</td> </tr> <tr> <td>TDS-111Aシリーズ</td> <td>550VA</td> </tr> </table>	FNS-AX4-A20/B63	120VA	FNS-AX II /AX3-A16*/B50* / FNS-2002	120VA	FNS-105L/FNS-105AX	70VA / 40VA	ISS-7630	110VA	ISS-7810	1300VA	ISS-7820/7821	5200VA	TDS-111Aシリーズ	550VA
FNS-AX4-A20/B63	120VA														
FNS-AX II /AX3-A16*/B50* / FNS-2002	120VA														
FNS-105L/FNS-105AX	70VA / 40VA														
ISS-7630	110VA														
ISS-7810	1300VA														
ISS-7820/7821	5200VA														
TDS-111Aシリーズ	550VA														
(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生	無														
(19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生	無														
3 参考事項	<p>新規申請時は、“第○装置の新設”と記載。</p> <p>表 3 の一番上に（装置の別）として、“第○装置”と記載の説明がありますが、そちらの装置の新設である旨を記載して下さい。</p> <p>高周波利用設備の申請時に提出する添付書類は、新設時の他に撤去や変更時にも同じフォーマットで提出する書類となるため、区別がつくよう、どのような目的で申請するものかを記載します。</p>														
6 設備の種別	各種設備														
12 電波法施工規則別表第6号第1の表2の項の(1)の適用の条件への適合	<p>新規に申請を行う場合は記載不要。</p> <p>すでに許可を受けている高周波利用設備に改造等を行う場合の記載項目となります。</p>														

高周波利用設備の添付書類には、無線設備規則 65 条第 1 項に基づく区分を記載する項目があります。使用目的・使用環境・妨害電波等の測定場所、および定格入力電力に応じて、表 4 のように区分は第一号～第七号まで分かります。

表 4 無線設備規則65条第 1 項に基づく第一号～第七号の区分

	検査、分析に使用する設備か？	住宅環境で使用する設備か？	妨害電波等の測定をどこで行ったか？	定格入力電力が 20kVA を超えるか？
第一号	○	○	試験場	—
第二号	—	○	試験場	—
第三号	○	—	試験場	—
第四号	—	—	試験場	—
第五号	○	—	設置場所	—
第六号	—	—	設置場所	20kVA を超える
第七号	—	—	設置場所	20kVA 以下

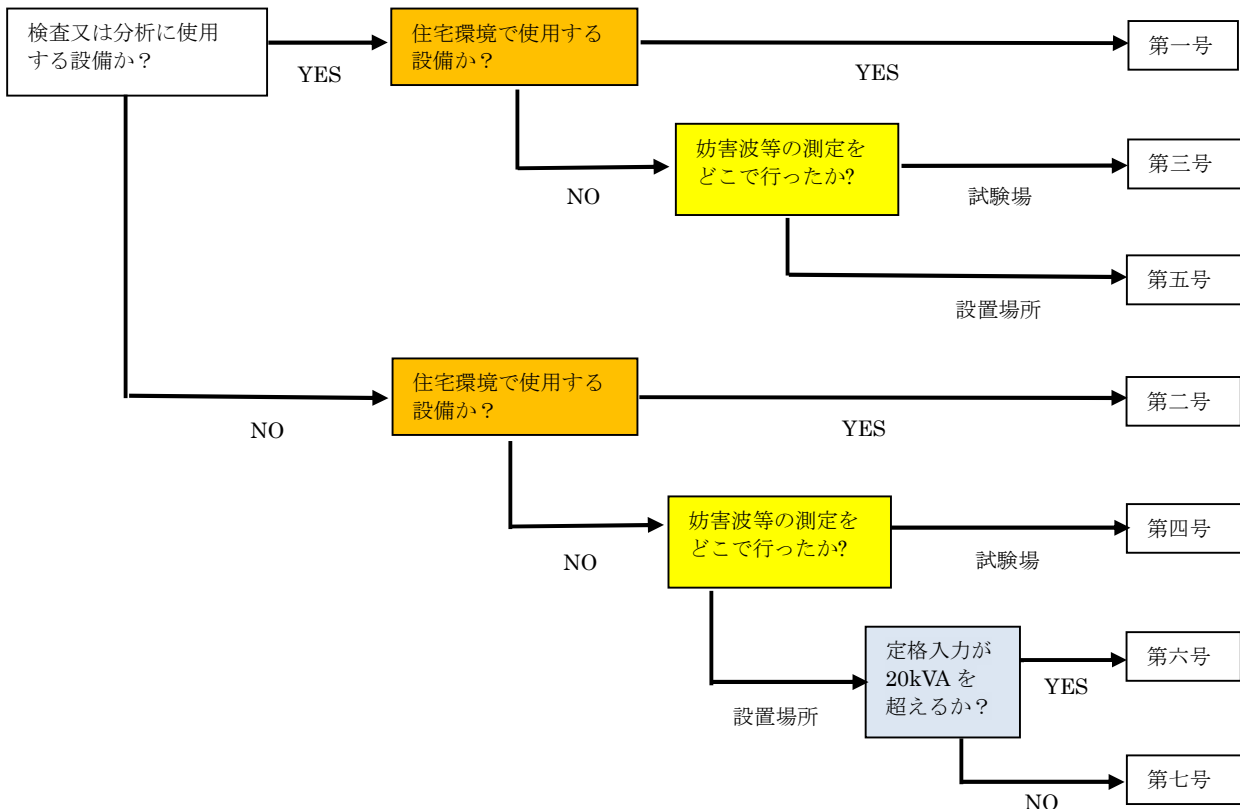


図 1 無線設備規則65条第 1 項区分のフローチャート

弊社試験器は、検査目的に使用する機器であること、一般的な住宅環境にて使用する機器でないことから三号、もしくは五号と考えられます。

弊社試験器の取扱説明書には、注意事項として下記『』のように記載しております。

『電磁波放射に対する対策を講じてください。本試験器を利用した試験では EUT の種類によって大量の電磁波などが放射され、近傍の電子機器や無線通信などに悪影響が出る場合があります。必要に応じてシールドルーム、シールドケーブルなどの対策を講じてください。』

EUT、関連装置及び相互接続ケーブルを典型的な使用状態にして、試験場(電波暗室)で測定した際、規制値を満たすことは難しいため、弊社では、無線設備規則 65 条第 1 項に基づく区分は、第五号が該当すると判断しております。

なお、弊社では測定データの開示は行っておりません。ご了承ください。

記入例 1

高周波利用設備許可申請書

年 月 日

申請する年月日を記載します

関東総合通信局長 殿

申請者は、登記簿に記載されている住所、氏名、代表者を記載して下さい。
※申請者は支社や工場等では不可です。

申請者 郵便番号 252-0000
住 所 カナガワケンサガミハランチュウオウクチヨダ
神奈川県相模原市中央区千代田0-0-0
氏名 カブシキカイシャ ○○○○
株式会社 ○○○○
代表者の役職名及び氏名 代表取締役社長 ○○○○
電話番号 042-0000-0000

支社や工場等が申請する場合は本社より委任状を受け代理人として申請して下さい。
※代理人が申請する場合、委任状(コピー不可)の提出が必要です。

代理人 郵便番号
住 所
フリガナ
氏名 (商号又は名称)
フリガナ
代表者の役職名及び氏名
電話番号

設備の種別を記載します。弊社試験器は、“各種設備”と記載します。

高周波利用設備（各種設備）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第100条第5項により準用する同法第14条の2の規定により、許可記録に記載されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注1）

(注1)は、電子申請で、認可規則の閲覧を選択する場合は削除して下さい。

注1 申請に併せて許可事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

2 許可事項証明書その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を別送すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るものとする。

3 システムの制約上、以下の文字数制限があるため、それ以下とする。

住所（市区町村以下）	50字
住所（市区町村以下（フリガナ））	50字
氏名又は名称	50字
氏名又は名称（フリガナ）	50字
代表者の役職名	50字
代表者の氏名	50字

(1) (3) (4)は試験器の使用条件に則り記入します。表1、表2を参照。

黄色く印をつけた項目は全機種共通となります。表3を参照。

記入例2

申請書
届書
高周波利用設計書

(注1)の添付書類(1 装置分)(注2)

(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器	
第1	100kHz	自励発振	±0kHz	80kW	容量結合	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(装置の別)	(7) シャへい部分	(8) 機器の製造者名		(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号		
第1	全部	株式会社ノイズ研究所		モデル名を記述	製造番号を記述		
(11) 高周波そく流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) シャへい室等		(14) その他の工事設計	(15) 添付図面		
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	アシャへい室 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 材料 銅箔厚さ 0.07mm 構造 7m×5.5m×3m イ設備を設置する建物の構造 鉄骨・コンクリート造り 2階建て 1階に設置		電波法第100条第5項において準用する同法第28条, 第30条及び第38条に規定する条件に合致している。	<input type="checkbox"/> ア 線路系統図 <input type="checkbox"/> イ 装置の系統図 <input checked="" type="checkbox"/> ウ 装置の外観を示す図又は写真		
(16) 無線設備規則第65条第1項における区別				(17) 定格入力電力			
第五号				120VA			
(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生			(19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生				
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
2 設置場所付近の図	<input checked="" type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図						
3 参考事項	第1装置の新設						
ふりがな	かぶしきがいしゃ〇〇〇〇						
4 氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇			6 設備の種類	各種設備		
ふりがな	かながわけんさがみはらしちゅうおうくちよだ						
5 住所	神奈川県相模原市中央区千代田 〇-〇-〇						
7 設置の目的	電子機器のノイズ耐性試験						
8 設置場所	神奈川県相模原市中央区千代田〇-〇-〇 事業所内						
9 高周波電流を通ずる線路	(1) 種別	(2) 区間	10 許可の番号				11 許可の年月日
	空欄のまま						
12 電波法施工規則別表第6号第1の表2の項(1)の適用の条件の適合	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 適合していない						
※備考	使用周波数が他の通信設備に妨害を与える場合は、その妨害を除去するよう措置すること。						

記入例3を参照

表3を参照。

記入例4を参照

申請内容を記載。
表3を参照。

新規に申請を行う場合は記入不要です。

記入例 3

●添付図面（装置の外観図 又は 写真）



MODEL : FNS-AX4-B63

外形寸法 W 430×H 199×D 370 mm 質量 約 22 kg

●添付図面（設置場所付近の図面）

記入例 4



設置場所付近の図面は、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建築物、道路及び空地等の状況を示したものです。工場内の敷地図、配置図等は従前のおり不要です。